

お問い合わせの多いご質問に対する回答（追加）

平成 23 年 4 月 3 日
政府原子力災害現地対策本部
福島県災害対策本部

「放射線に関する問い合わせ窓口」（福島県庁内に設置）において、
お問い合わせの多いご質問について追加でご紹介します。

※1回目は、平成23年3月25日にお知らせしています。

Q8 避難、屋内退避の基準はどうなっているのか。

(答)

- ・原子力安全委員会においてとりまとめた「原子力施設等の防災対策について」において、屋内退避及び避難等に関する指標が示されています。
- ・その例として、外部被ばく線量が 10～50mSv(ミリシーベルト)に達すると予想される場合には、自宅等の屋内への退避が示され、50mSv(ミリシーベルト)以上の場合には避難することなどが示されています。

Q9 米国、韓国の80kmを何故採用しないのか。

(答)

- ・避難、屋内退避をどの範囲にするかは、国がQ8に示す被ばくの可能性及び放射性物質の飛散の可能性の範囲を考慮して定めます（Q8参照）。
- ・米国の試算は、実際の放射性物質の放出量を踏まえた結果ではなく、仮想の放出量に基づくものです。
- ・今回、国は、20km圏内を避難指示区域、20～30km圏内を屋内退避の区域として設定していますが、これは事故が起きた発電所の状態から推定される放射性物質の飛散の予測及び住民の被ばく線量の予想をもとに定めています。
3月15日、16日の放出の実績から妥当と考えられます。

Q10 避難地域を拡大すべきではないのか。

(答)

- ・福島第一原子力発電所 20km 以遠の空間放射線量率については、局所的に比較的高い線量率が観測されている測定箇所が認められるものの、それらは健康に影響を及ぼすものではありません。
- ・ $100\mu\text{Sv/h}$ (マイクロシーベルト/時間) を超えていた地域では、屋内退避に関する指標 (10mSv (ミリシーベルト) から 50mSv (ミリシーベルト)) に達している可能性があるものの、その地域は限定的であり、現時点では屋内退避地域を変更する状況にはないものと考えます。
- ・福島市などの測定地点の放射線レベルも減少傾向にあります。
(最大で $23.9\mu\text{Sv}$ (マイクロシーベルト)) (4月3日 17時現在 $2.44\mu\text{Sv}$ (マイクロシーベルト))
- ・地面から 1m の高さでの測定よりも地面から 10cm の高さでの測定値が高いことから、放射性物質の多くは地面に付着していると考えます。
- ・以上から、現時点においては、外部被ばく線量が 10~50mSv (ミリシーベルト) に達するとは考えられないことから、避難、屋内退避を拡大する必要はありません。

Q11 屋内退避の区域の外でも屋内退避は必要か。

(答)

- ・Q10 からも屋内退避区域の外では、屋内退避、マスクの着用、エアコンの禁止の必要性はありません。(マスクは、気持ちの上で安心を得るために着用しても良いです。)
- ・しかし、新たな放射性物質の放出があった場合には、地形、距離、風速、風向等を考慮の上、外出時のマスク着用や屋内退避等が必要となる場合があります。
- ・内部被ばくについては、屋内では放射線量が屋外の 1/10 (鉄筋コンクリートの場合)、1/4 (木造の場合) になります。

Q12 出荷制限、摂取制限の今後の見通しは？

(答)

- ・今後、県内の各地域等における、食品中の放射性物質の量の分析の結果、食品衛生法の暫定規制値を安定的に下回るようになった場合には、摂取制限及び出荷制限が解除されることとなります。

**Q13 知らずに摂取した場合、 ^{137}Cs （セシウム）の半減期が30年と長い
ため影響が長く続くのではないか。**

(答)

- ・ ^{137}Cs を体内に取り込んだ場合、排泄による効果が期待され、70日間でその量は半分になります。

Q14 30km圏外での家庭生活について

- ・散歩はしてもよいですか？
- ・洗濯物を外に干してもよいですか？
- ・エアコン・換気は行ってもよいですか？

(答)

- ・現時点では、散歩や洗濯物、エアコンの使用など、日常生活には影響ありません。
- ・今後とも、関係報道機関から提供される情報に留意してください。

Q15 放射性物質、放射能の短期的・長期的影響とは？

(答)

- ・一時的に大量に被ばくしたときには、皮膚が赤くなる、下痢などの急性症状が出ますが、 100mSv/h (ミリシーベルト/時間) 以下ではこのような急性症状や長期的影響はありません。

Q16 放射線安全防護基準である100ミリシーベルトの根拠は？

(答)

- ・ICRP(国際放射線防護委員会)が以下の事例を定量的に分析し評価したものです。
 - ・原子力研究開発初期の放射線影響の分析結果
 - ・広島、長崎の原爆後の長期的調査結果
 - ・核実験による被ばくの疫学調査結果

【回答内容は、福島県放射線健康リスク管理アドバイザー山下俊一氏の監修を受けています】

問い合わせ窓口の紹介

- ・ 企業相談
風評被害等に対する経営相談窓口（団体支援、金融 関係）(8:30～17:15)
TEL 024-525-4019
コラッセ 2F 経営支援プラザ
- ・ スクリーニング・安定ヨウ素剤等に関する問い合わせ
保健福祉部地域医療課
TEL 024-521-7221
- ・ 農林水産に関する相談（農作物の作付等）(24 時間)
農林水産部農林企画課（営農=研究技術部、流通=農産物安全流通課）
TEL 024-521-7319
- ・ 工業製品等についての残留放射線に関する相談窓口(8:30～17:15)
福島県ハイテクプラザ
TEL 024-959-1739
- ・ 東京電力に対する問い合わせ
TEL 03-6373-1111 (相談窓口)
- ・ 健康相談ホットライン（10:00～21:00）
日本原子力研究開発機構原子力緊急時支援・研究センター等対応
TEL 0120-755-199
- ・ 被ばく医療健康相談ホットライン（9:00～21:00）
放射線医学総合研究所対応
TEL 043-290-4003
(4月11日から電話番号が変更になっています。)
- ・ 原子力安全・保安院 原子力安全広報課
TEL 03-3501-1505、03-3501-5890